

(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務  
公募型プロポーザル方式評価要領

この「(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務公募型プロポーザル方式評価要領」(以下「評価要領」という。)は、みどり市が実施する(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務(以下「本業務」という。)に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る公募型プロポーザルの審査機関は、別に定める「(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)において実施するものとする。
- (2) 委員会は、公募型プロポーザル参加者(以下「参加者」という。)から提出された企画提案書等について、評価要領に基づき審査を行うものとする。

2 委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)の開催期日及び場所

- (1) 委員会の開催期日 令和6年8月22日
- (2) 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 会議室
- (3) その他
  - ・ヒアリングの開催時間については別途通知する。
  - ・ヒアリングの時間は、1者あたり30分を予定している。  
(説明15分以内/質疑等15分とする。)

3 選定方法

- (1) 選定は、参加者から提出された提案書でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は参加申込受付の順とする。
- (3) 委員会の委員は、提案書及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。ただし、参加資格要件である業務遂行能力等の審査は事務局で行う。
- (4) 各提案者の「①業務遂行能力等」の得点、「②提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング」の得点並びに「③見積価格」の得点の合計得点により、最高得点の1者を最優秀提案者として選定する。  
最高得点の者が2者以上の場合は、見積価格の安価な提案者を最優秀提案者として提案する。
- (5) 参加者が1名のみであった場合でも、委員会において業務提案書等に基づく選定を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開により実施する。

#### 4 見積価格等の評価

申込者の見積価格及び業務提案内容について次のとおり評価を行う。  
評価項目及び評価配点は次のとおりとする。

| 評価基準                   |          |                 | 配点  |
|------------------------|----------|-----------------|-----|
| 評価項目                   | 評価ポイント   |                 |     |
| ①業務遂行能力等               | 会社       | 技術者数、有資格者数、業務実績 | 20  |
|                        | 配置技術者    | 資格、経験、業務実績      |     |
| ②提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング | 業務の実施方針  | 業務の実施方針         | 20  |
|                        | 技術提案     | 的確性、独創性、期待度・実現性 | 40  |
|                        | 担当チームの対応 | 取組意欲、説得力、対応力    | 10  |
| ③見積価格                  |          | コストの妥当性         | 10  |
| 合計点                    |          |                 | 100 |

※見積価格の評価については、次のとおりの考え方にに基づき得点化する。

見積価格が最低となった参加者に対し、満点の10点を付与する。

他の参加者に対しては、次の算定式で算出して得られる点数を見積価格点として付与する。なお、算出した値に端数が生じるときは、小数点以下を四捨五入する。

$$\text{見積価格点} = \text{配点 (10点)} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{見積価格}}$$

#### 5 選定結果の通知

- (1) 選定結果については、各参加者に郵送及びメールにより通知する。  
また、ホームページにも掲載するものとする。

① 評価配点の評価基準は、次のとおりとする。

|          | 評価項目                | 評価ポイント | 評価基準   | 配点 | 評価基準 |   |   |
|----------|---------------------|--------|--|----|------|---|---|
|          |                     |        |  |    | A    | B | C |
| 事務局による審査 | 設計事務所の評価            | 技術者数   | 技術者数の延べ人数<br>A:最多、B:二番、C:以下                                  | 3  | 3    | 2 | 1 |
|          |                     | 有資格者数  | 一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の延べ人数<br>A:最多、B:二番、C:以下             | 3  | 3    | 2 | 1 |
|          |                     | 業務実績   | 実績件数(3件を上限)<br>A:3件、B:2件、C:1件                                | 3  | 3    | 2 | 1 |
|          | 配置技術者の評価<br>(管理技術者) | 資格     | 技術者の有資格<br>(一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の所持数)<br>A:3種、B:2種、C:1種 | 3  | 3    | 2 | 1 |
|          |                     | 経 験    | 実務経験年数<br>A:20年以上<br>B:15年以上<br>C:10年以上                      | 4  | 4    | 3 | 2 |
|          |                     | 業務実績   | 業務の実績件数<br>(3件を上限)<br>A:3件、B:2件、C:1件                         | 4  | 4    | 3 | 2 |

②プレゼンテーションの評価配点の評価基準は次のとおりとする。

| 評価項目     | 評価ポイント   | 評価基準  | 配点 | 評価基準 |    |   |
|----------|--|---|----|------|----|---|
|          |  |   |    | A    | B  | C |
| 業務の実施方針  | 実施方針   | 基本コンセプト<br>(事業の特性や課題を的確)<br>A：優秀、B：普通、C：不十分   | 20 | 20   | 10 | 5 |
| 技術提案     | 施設概要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設について具体的な提案があるか。</li> <li>今後必要となる設備の具体的な提案があるか。</li> <li>メンテナンス面において効率的か。的確性、独創性、期待度・実現性について分かりやすく説得力があるか総合的に判断</li> </ul> A：優秀、B：普通、C：不十分 | 20 | 20   | 10 | 5 |
|          | 外観・デザイン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性・特色を生かしたデザインとなっているか。</li> <li>施設の見え方、施設からのロケーションを考慮しているか。</li> <li>的確性、独創性、期待度・実現性について分かりやすく説得力があるか総合的に判断</li> </ul> A：優秀、B：普通、C：不十分    | 10 | 10   | 5  | 2 |
|          | 利用者への配慮  | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての利用者にとってわかりやすく、つかいやすいものか。</li> <li>的確性、独創性、期待度・実現性について分かりやすく説得力があるか総合的に判断</li> </ul> A：優秀、B：普通、C：不十分                                      | 10 | 10   | 5  | 2 |
| 担当チームの対応 | 担当チームに対するヒアリングにより、コミュニケーション能力も踏まえて審査<br><ul style="list-style-type: none"> <li>チームワーク・説得力・対応力・取組意識</li> <li>各課題の整合性・基本計画に関する理解度</li> </ul> A：優秀、B：普通、C：不十分 | 10  | 10 | 5    | 2  |   |